

東京都交通局広告取扱要綱

平成11年3月29日

10交総第2362号

平成12年2月28日

11交総第2340号

平成13年3月30日

12交総第2740号

平成14年3月29日

13交総第2669号

平成15年3月31日

14交総第2480号

平成16年3月31日

15交総第2176号

平成21年3月25日

20交資第2389号

平成26年3月31日

25交資第2369号

平成29年4月 1日

(一部改正) 28交資第2621号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都交通局（以下「局」という。）の広告（資産運用部が所管している広告に限る。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(掲出場所)

第2条 広告の掲出場所は、次のとおりとする。

- (1) 電車、乗合自動車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの車両
- (2) 電車の停留場、乗合自動車の停留所、地下高速電車の駅及び日暮里・舎人ライナーの駅
- (3) その他局の施設

2 広告販売枠は別表のとおりとする。

(種類及び料金等)

第3条 広告の種類、掲出期間及び料金は、資産運用部長（以下「部長」とい

う。)が別に定める。ただし、料金には広告の制作費を含まないものとする。

(掲出基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告の掲出は、これを承認しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (2) 美観風致を害するもの
- (3) 公衆に対して不快の念を与えるもの
- (4) 関係法令等に違反するもの
- (5) 局の事業上支障のあるもの
- (6) その他交通局長(以下「局長」という。)が不相当と認めるもの

2 前項各号についての細目は、部長が別に定める。

(広告料金の割引等)

第5条 広告料金は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを割り引くことができる。

- (1) 官公庁及び公益的法人又はこれに準ずるもののうち収益を目的としない広告のとき。
- (2) 地下高速電車との連絡交通機関の新線又は新設の駅を案内するとき。
- (3) 前各号のほか部長が特に必要と認めたととき。

2 前項の規定により広告料金を割り引く広告の種類及び割引率は、部長が別に定める。

3 第1項第1号及び第2号の規定により広告料金の割引を受けようとする者は、あらかじめ書面により局長に届け出なければならない。

(広告料金の計算等)

第6条 年又は月をもって料金を定める広告の掲出期間は、暦により計算する。なお、広告料金の計算方法については、部長が別に定める。

2 第7条の規定により掲出を中止した場合の広告料金は、次のとおりとする。ただし、掲出期間が1月未満の広告については、この限りでない。

- (1) 掲出を中止した広告の掲出日数が15日以上の場合、当該月の広告料金は1月とする。
- (2) 掲出を中止した広告の掲出日数が15日未満の場合、当該月の広告料金は免除する。

3 料金を計算する場合において、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てる。

(掲出の中止)

第 7 条 局長は、事業上の必要があると認めるとき又はその他やむを得ない理由があると認めるときは、広告の掲出期間中であっても、その掲出を中止することができる。

(広告物の返還)

第 8 条 掲出した広告物は、返還しない。ただし、あらかじめ部長が返還を認めた場合は、この限りでない。

(指定代理店)

第 9 条 局長は、広告の販売業務を東京都交通局指定代理店（以下「指定代理店」という。）に委託することができる。

- 2 指定代理店は、必要に応じ公募する。
- 3 指定代理店は、広告掲出に関する権利を他に譲渡することができない。
- 4 指定代理店の指定基準については、局長が別に定めるものとする。

(保証金)

第 10 条 指定代理店は、保証金として部長が別に定める金額を納入期限までに局に納入しなければならない。

- 2 保証金には利子を付さない。
- 3 局は、保証金の一部又は全部をもって局の指定代理店に対する債権を相殺することができる。

(広告料金の納入)

第 11 条 指定代理店は、広告料金を掲出月の翌月末までに局に納入しなければならない。ただし、局長が特に認めた場合は、この限りでない。

(広告取扱手数料)

第 12 条 局は、広告の販売業務委託の対価として広告取扱手数料を支払う。広告取扱手数料の額は、部長が別に定める。

(広告掲出の申込み等)

第 13 条 指定代理店は、部長が別に定める方法により広告掲出の申込みを行う。

- 2 指定代理店は広告の掲出に当たり、広告の見本を局に提出し、その承認を受けなければならない。

(掲出、撤去及び保守)

第 1 4 条 広告の掲出、撤去及び保守は、部長が別に定める区分に従い、局及び指定代理店それぞれが行う。

(広告掲出証明書)

第 1 5 条 局は、指定代理店から請求があるときは、広告掲出証明書を発行する。

(雑則)

第 1 6 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、部長が別に定める。

附 則 (1 0 交総第 2 3 6 2 号)

この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (1 1 交総第 2 3 4 0 号)

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (1 2 交総第 2 7 4 0 号)

この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (1 3 交総第 2 6 6 9 号)

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (1 4 交総第 2 4 8 0 号)

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (1 5 交総第 2 1 7 6 号)

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (2 0 交総第 2 3 8 9 号)

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (2 5 交資第 2 3 6 9 号)

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (2 8 交資第 2 6 2 1 号)

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係） 東京都交通局広告販売枠一覧表

事業	分類	種別	主な媒体	掲出場所
地下鉄	地下鉄車内	ポスター	中ぶり	中ぶりフォルダ
			まど上	まど上掲出スペース
			ドア上	ドア上掲出スペース
			ドア横	ドア横掲出スペース
		ステッカー	ドアステッカー	ドアガラス
			ソインステッカー	ドアガラスの上のスペース
			連結妻窓ステッカー	連結部の妻窓ガラス
	窓ステッカー		車内シート上の窓ガラス	
	ドアサイド		シートの仕切り板	
	ビジョン	車内液晶モニター		
	放送	車内放送内の案内・注意喚起等以外の放送枠		
	その他	吊り手		
	地下鉄車体		車体ステッカー	都営大江戸線車体面
			ラッピングライナー	都営大江戸線車体面
	地下鉄駅	ポスター	駅ばり	広告用駅ばりボード 業務用掲示板
			柱巻き、アドピラー広告	駅構内の柱掲出スペース
			臨時集中ばり	駅通路壁面及びエスカレーター脇の壁面、柱、業務用掲示板
		ステッカー	ホームドアステッカー	ホームドア掲出スペース
			自動改札機ステッカー	自動改札機掲出スペース
			トイレステッカー	トイレ壁面
			エスカレーターステッカー	エスカレーターベルト部分
看板・ボード		Aボード	駅壁面スペース	
		電飾看板	駅コンコース壁面、ホーム壁面及び軌道壁面	
		角柱電飾広告	駅構内角柱	
		メトロボード	メトロボード専用広告枠	
		駅名標下広告 駅副名称広告	軌道内壁面スペース	
デジタルサイネージ		ホームビジョン	大江戸線ホーム柱	
		駅構内サイネージ	地下鉄駅コンコース角柱及び丸柱	
	サイネージ付き駅付近案内図	地下鉄駅コンコース内駅周辺案内図広告枠		
	ラック付きサイネージ	地下鉄駅コンコース内ラック付きサイネージ		
その他	ラック広告	ラック棚		
	新宿ラウンドボード	京王新線改札前柱広告掲出枠		
	横断幕	駅構内壁面		
	駅付近案内図	駅付近案内図内広告枠		
	ベンチ	ベンチ背もたれスペース		
	鏡台	鏡台広告枠		
	担架収納箱	担架収納箱外側部分		
	日本橋案内板	案内図広告枠		

事業	分類	種別	主な媒体	掲出場所
軌道	都電車内	ポスター	中ぶりポスター	中ぶりフォルダ
			側ぶりポスター	側ぶり掲出スペース（業務枠含む）
			まど上ポスター	まど上掲出スペース
			欄間広告	入口欄間、中央欄間、出口欄間
			額面広告	運転台後部枠付、大型額面、方向幕裏面
	ステッカー	車内ステッカー	車内窓面掲出スペース	車内窓面掲出スペース
			業務用ステッカー枠	業務用ステッカー枠
			業務表記裏面ステッカー枠	業務表記裏面ステッカー枠
	ビジョン	都電チャンネル	車内モニター	車内モニター
	放送	車内放送内の案内・注意喚起等以外の放送枠		
その他	吊り手広告	吊り手広告枠	吊り手広告枠	
都電車体	車体広告		都電ラッピングスペース	
都電軌道内	電柱突出広告、電柱巻き広告		電柱広告枠	
停留場構内	構内ボード A、B、C、D、W型		停留場看板広告枠	
	停留場付近案内図		停留場付近案内図広告枠	
自動車	自動車車内	ポスター	まど上ポスター	まど上掲出スペース
			系統別路線図	運転席後部スペース
			天吊り	天井吊り式広告枠
		ステッカー	ステッカー	車内窓面掲出スペース
	放送	車内放送内の案内・注意喚起等以外の放送枠		
	その他	吊り手	吊り手広告枠	吊り手広告枠
		停留所名表示器	停留場名表示器片面	停留場名表示器片面
自動車車体	車体広告		バスラッピングスペース	
バス停留所	バス停標識柱		標識柱広告枠	
	広告付きバス停上屋		上屋広告枠	
新交通	新交通車内	ポスター	まど上ポスター	まど上掲出スペース
			ドアステッカー	運転席後部スペース
		ステッカー	連結妻面ステッカー	連結部の妻窓ガラス
			ドア下ステッカー	ドアの下部掲出スペース
	放送	車内放送内の案内・注意喚起等以外の放送枠		
	新交通駅構内	ポスター	駅ばり	広告用駅ばりボード
			ホームシート貼り	ホームエレベーター上スペース
		ステッカー	ホームドア横ステッカー	ホームドア上部掲出スペース
看板			駅コンコース壁面、ホーム壁面	
その他	ラック広告	自立ラック	自立ラック	